

これまで

保険適用外の治療にかかった医療費（10割負担）に対して、三重県・桑名市にて助成事業を実施

制度名称	最大助成額（円）	対象の治療
三重県特定不妊治療費助成事業	300,000	体外受精 顕微授精等
桑名市特定不妊治療費助成事業	75,000	
桑名市コウノトリ支援事業	30,000	
桑名市一般不妊治療費助成事業	20,000	人工授精



令和4年4月以降

不妊治療にかかる基本的な診療は保険適用される（医療費が3割負担）

⇒ 高額な医療費に対する経済的負担の軽減

⇒ 令和4年3月末までに開始した治療に対しては、現行の助成制度の対象

※ 現行の助成制度・保険適用いずれについても回数・年齢制限あり